

宇土市住吉海岸公園キッチンカー出店要項

1 目的

住吉海岸公園（以下「公園」という。）において、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）の出店による魅力的な飲食を販売できる環境を整えることにより、公園利用者の利便性向上を図るとともに、賑わいを創出することを目的とする。

2 概要

（１）場所

宇土市住吉町3162-1、3162-2 公園内駐車場の３区画（７「出店場所」参照）

（２）面積

原則１区画１５㎡

（３）出店形態

販売品目は酒類を除く飲食物とし、熊本県内保健所で許可を受けたキッチンカーとする。

（４）出店可能日

原則、１２月２９日から翌年１月３日を除く全日。ただし、次に掲げる場合は、営業を認めない、又は出店の許可を取り消す場合がある。

ア 緊急の工事等により、支障があると市が認めたとき。

イ 災害対応、感染症予防等の措置を講じるため必要と認めたとき。

ウ 市が特に必要と認めたとき。

（５）営業可能時間

午前９時００分から午後７時００分までの間。（搬入及び搬出時間を含む。）

（６）使用料

１日あたり４,０００円（税込）

※市内居住者（個人の場合は、代表者の住所が市内であること。法人の場合は、本社が市内にあること。以下同じ。）が使用する場合には、使用料の５割相当額を減免する。

※（４）アからウにより、出店を取り消した場合、既に納入済の使用料について還付する。ただし、材料費、人件費、売上等の一切の損失については、補填又は補償しない。

3 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たしているものであること。

（１）食品衛生法に基づく「自動車による営業」の許可を有すること。

（２）食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有すること。

（３）生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加している者であること。

- (4) 宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者が経営、出店者に関与していないこと。
- (5) 懲役又は禁錮の刑に処せられていた場合、その執行が終了している者であること。
- (6) 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴されていない者であること。
- (7) 政治性又は宗教性のない者であること。
- (8) 公序良俗に反していない者及び各種法令等にも違反していない者であること。
- (9) その他、キッチンカー出店に応募する者として適当であると市が認める者であること。

4 許可の条件

出店にあたり、次に掲げる事項について遵守すること。

- (1) 食品衛生法その他の関係法令等を遵守すること。
- (2) 出店に係る権利は、他人に委託し又は譲渡することはできない。
- (3) 申請時に登録した販売品目以外の販売をしないこと。
- (4) 火器を使用する場合には、消火器具等を設置すること。
- (5) 水道及び電気については、公園内の設備等は使用不可のため、販売に必要な場合はすべて出店者で準備すること。
- (6) 屋外にゴミ箱を設置し、自店の販売物以外が廃棄されていても持ち帰り適正に処分すること。なお、排水についても自店にて管理し適正に処分すること。
- (7) 音響設備や拡声器等、騒音となりえる機器は使用しないこと。
- (8) 許可証が交付されるまではSNS等での出店の告知、呼び込み等を行わないこと。
- (9) 出店に際しての事故、苦情等については、出店者がその責任の一切を負うものとする。
また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応を行うとともに、市に報告すること。
- (10) 営業時は、販売窓口を歩道側に設けて行うこと。
- (11) この出店要項に記載のない事項であっても市が必要な措置と認める場合は、その指示に従うこと。

5 出店の手続き

(1) 申請方法

宇土市行政財産使用条例第3条に基づき使用許可申請を行う。各出店希望日ごとに1区画のみの申請とし、以下のアからサまでの書類を受付期間中に窓口又は郵送にて提出

先まで提出すること。なお、出店までに提出書類に変更が生じた場合は変更した書類を再度提出すること。

ア 行政財産使用許可申請書

イ キッチンカー出店計画書

ウ キッチンカー出店希望日一覧表

エ 誓約書

オ 営業許可書の写し

カ 食品衛生責任者証の写し

キ 生産物賠償責任保険（PL保険）の証明書の写し

ク 運転免許証の写し

ケ 自動車検査証記録事項（キッチンカー）の写し（車の長さ・高さ等がわかるもの）

コ 販売車（キッチンカーの開店状態）が分かる写真

サ 出店許可区域内配置計画図

（２）受付期間

ア 市内居住者 出店希望月の２ヶ月前の１日から２０日まで。

イ 市外居住者 出店希望月の２ヶ月前の１１日から２０日まで。

※土曜日、日曜日、祝日、１月１日から１月３日を除く。また、１日及び１１日、２０日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、その翌平日とする。

（３）提出先及び問い合わせ先

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町５１番地

宇土市経済部水産振興室

TEL 0964-27-3326（直通）

E-mail suisan01@city.uto.lg.jp

書類提出及び問い合わせ受付時間 ８時３０分から１７時１５分

※土曜日、日曜日、祝日、１２月２９日から翌年１月３日を除く。

（４）提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合、宇土市経済部水産振興室に書類が到着した日を申請受付日とする。

（５）許可

申請書を受け付けた順番で許可する。なお、使用料の納入確認後、出店許可証を交付する。

※水産振興室窓口に設置している受付簿の受付番号順により優先的に許可する。なお、郵送による申請は、到着日の最終受付とする。

6 注意事項

- (1) 出店時には、市が交付した出店許可証を、車内又は看板等の見えやすいところに掲示すること。
- (2) 出店に係る権利は、他人に委託し又は譲渡することはできない。
- (3) キッチンカーの搬入、搬出は出店者が行うこと
 - ア 公園内を移動する際には、ハザードランプを点滅させ最徐行すること。
 - イ 移動等により公園内の施設を破損させないように十分配慮すること。
 - ウ 移動等により破損、汚損等が生じた場合には、速やかに市に報告すること。なお、原状回復の経費等については、出店者が負担すること。
- (4) 公園利用者・漁業者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。ベンチ・机・パラソル等の設置は認めない。旗・看板を設置する場合は、安全管理を徹底して設置すること。
- (5) 雨天時等での出店判断は出店者自ら行うこと。出店者の判断で中止した場合の使用料は返金しない。
- (6) 市長は、荒天で事故の恐れがある場合、出店を中止させることがある。この場合は使用料を返金する。
- (7) 退園時は、周辺の清掃等を行い原状回復すること。

7 出店場所



※区画③は、市内居住者限定区画とする。